

鶴岡市生活安全条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民等の安全に対する意識の高揚及び地域における安全活動の推進を図ることにより、犯罪、事故等を未然に防止し、安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市民等」とは、市内に住所を有する者及び滞在する者、市内に所在する土地又は家屋を所有し、又は管理する者並びに市内において事業を行うものをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策（以下「市の施策」という。）を実施するよう努めなければならない。

- (1) 市民等の自主的な安全活動の支援に関すること。
- (2) 犯罪、事故等の防止に関する広報及び啓発活動に関すること。
- (3) 犯罪、事故等を防止するための環境の整備に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、犯罪、事故等の防止に関すること。

2 市は、市の施策を実施するに当たって、国、県その他の関係機関及び団体（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、自らの生活の安全の確保及び地域における安全活動の推進に努めるとともに、市の施策及び関係機関等が実施する生活の安全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(鶴岡市生活安全推進協議会)

第 5 条 市の施策を効果的に実施するため、鶴岡市生活安全推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、犯罪、事故等を防止するために必要な事項について協議するものとする。
- 3 協議会は、会長及び委員をもって組織する。
- 4 会長は、市長をもって充てる。
- 5 協議会は、委員 30 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係機関等の役職員
- (2) 犯罪、事故等の防止に関し識見を有する者
- (3) 市の職員

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

鶴岡市生活安全推進協議会規則

平成 17 年 10 月 1 日

規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鶴岡市生活安全条例(平成 17 年鶴岡市条例第 20 号)第 5 条第 1 項に規定する鶴岡市生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第 2 条 協議会の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 3 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、市民部防災安全課において処理する。

(一部改正〔平成 24 年規則 16 号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後、最初に委嘱、任命される委員の任期は、第 2 条の規定にかかわらず、委嘱、任命された日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日規則第 16 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。